

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第4号)

1. 基本的な考え方

本市には、数多くの景観上優れた建造物や樹木が多く見られます。これらの一部は指定文化財や保存樹の指定等により、適切に保全されているものも多くありますが、これらも含めて景観法に基づく保全の仕組みを整備していくことが必要です。また、今後、多くの市民が大切に残していきたいと考える景観上優れた資源が再発見されることも考えられます。そこで、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針は、次のように定めます。

2. 景観重要建造物の指定の方針

景観計画区域内において、良好な景観形成にあたり、景観上重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）で、次に該当するものについては、所有者の意見を十分に聴いた上で、景観重要建造物としての指定を行うことができることとします。

なお、対象となる建造物は、道路その他の公共空間から誰もが容易に見ることができるものに限ります。

- 優れたデザインからなり、建築的な価値を有するもの
- 歴史的・文化的観点から、地域の景観特性を象徴するもの
- 周辺地域の景観を特徴づけるとともに、市民に大切に保全・活用され、シンボリックな存在となっているもの

3. 景観重要樹木の指定の方針

景観計画区域内において、良好な景観形成にあたり、景観上重要な樹木若しくは樹木の集団で、以下に示す項目に該当するものについては、所有者の意見を十分に聴いた上で、景観重要樹木としての指定を行うことができることとします。

なお、対象となる樹木は、道路その他の公共空間から誰もが容易に見ることができるものに限ります。

- 特徴のある樹姿（樹高や樹形）を有するもの
- 歴史的・文化的観点から価値が高いと認められるもの
- 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれているもの